

議事要旨(1) IASBディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応

冒頭、関口常勤委員より、IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」(以下、「本 DP」という。)へのコメント対応について説明がなされた。続いて、丸岡専門研究員より、コメントレター(案)について、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 「開示のみ」のアプローチは、利用者からの支持もあり、有力な意見と考えるものの、当委員会としての見解を表明するには検討が十分でない可能性がある。このため、当該アプローチへの支持を表明するとしても、当委員会としての見解ではなく、利用者からの見解という形に留めた方が良いのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 前回の委員会において「開示のみ」のアプローチを支持する意見が多く聞かれたため、コメント案では、当該見解を当委員会の見解として記載している。また、本 DP は IASB が今後どのような方向性で作業を進めていくべきかに関する基本的な方向性について関係者の見解を求めるものであり、この点はそれに対応するものであることから、事務局としては、当委員会の見解として記載したいと考えている。

これに関連して、あるオブザーバーより、次の意見があった。

- コメント案の表現は、やや断定的過ぎるとも考えられるため、「「開示のみ」のアプローチを優先的に検討すべきではないか」というコメントに修正してはどうか。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 本プロジェクトにおける検討対象の範囲について適切と考えるとする一方で、現実にある事例を吟味することに価値があるとする記載は矛盾しているのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 仮に本プロジェクトが検討対象とする範囲を「定義された料金規制」として提案されている定義から大幅に広げる場合、概念フレームワークの観点から資産又は負債の認識を正当化することが困難になるため、本 DP で提案されている検討対象の範囲は概ね適切と考えている。一方で、事務局が我が国関係者に対するヒアリングを行った結果、損害保険会社より地震保険について特別な会計処理の要求事項を求める見解が示されたため、当該見解を紹介するとともに、一般論として現実にある事例を検討することに価値を感じる旨を付言している。事務局としては、当該コメン

トは、必ずしも当委員会としての見解と矛盾するものではないと考えている。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 概念フレームワークで資産又は負債の認識規準について詳細に規定するには限界があると考えられることから、これらについては、概念フレームワークであまり詳細に定めるべきでなく、個別の基準毎に検討すべきものと考えられる。このため、概念フレームワークに関する公開草案が公表された後にさらなる検討を行う旨のコメントは言い過ぎではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 今回のコメントレターでは概念フレームワークの暫定決定に関する予備的な見解を記載している。しかし、概念フレームワークに対する見解は、今後、概念フレームワークの見直しに関する公開草案が公表された段階で改めて当委員会として審議を行った上で、意見形成を図る必要があることになるため、本コメントレターの内容についても見直す可能性があるものと考えられる。ご指摘いただいた箇所は、その可能性に言及したものである。

- ある委員より、次の質問があった。
 - 原価又は収益の認識について、前倒しを支持せず、繰延べのみ検討に値すると記載されているが、一方で、繰延べと前倒しでは同じような結果になるという主旨の説明があったと理解している。両者は整合しているのか、確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘の箇所は、多くの場合、資産又は負債を認識することによって結果的に費用又は収益が計上されることを説明したものである。当該意図を明確化するため、修文を図りたい。

最後に、小野委員長より、本日の委員会における意見を踏まえてコメント文案について修正し、最終化していく旨の説明がなされ、英文化作業及び字句等の修正は委員長に一任することを前提に、IASB に提出することが了承された。

以 上